

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成 27 年 第 1 号
受付日	平成 27 年 11 月 10 日
送付日	平成 27 年 11 月 10 日
答弁受理日	平成 27 年 11 月 30 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	都市整備部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行うに相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

平成 27 年度に交野市体育文化協会は解散しますが、私部公園の管理運営は、行財政改革の一環として、公募で指定管理者を募集すべきですが、平成 27 年 11 月における検討状況についてお伺いいたします。

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成27年11月30日

担当部局： 都市整備部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本景 議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

私部公園の管理運営については、平成28年度末まで交野市体育文化協会が行います。なお、平成29年度以降の指定管理者については、平成27年11月時点においては、公募等の検討中であり、未定です。

以上

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成 27 年 第 2 号
受付日	平成 27 年 11 月 10 日
送付日	平成 27 年 11 月 10 日
答弁受理日	平成 27 年 11 月 30 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	生涯学習推進部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

平成 27 年度に交野市体育文化協会は解散しますが、青年の家の管理運営は、行財政改革の一環として、公募で指定管理者を募集すべきですが、平成 27 年 11 月における検討状況についてお伺いいたします。

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回 答 日： 27 年11月30日

担当部局： 生涯学習推進部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本 議員の文書質問について、
下記のとおり答弁いたします。

一般財団法人交野市体育文化協会は、平成29年3月末をもって解散いたします。

平成29年度以降の青年の家の管理運営方法につきましては、現在の段階では公募
または直営の方向で検討しております。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成 27 年 第 3 号
受付日	平成 27 年 11 月 10 日
送付日	平成 27 年 11 月 10 日
答弁受理日	平成 27 年 11 月 30 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市役所別館の一部は、総務部が、交野市職員労働組合に使用料 100%減免で貸しております。

使用料の見直しにつきましては、昨今の社会情勢等を踏まえ、既に他市の状況調査等を行い、作業を行っているとのことですが、平成 27 年 11 月における作業の状況についてお伺いいたします。

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回 答 日：平成27年11月30日

担当部局：総務部 総務課

、交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本 景議員の文書質問について、
下記のとおり答弁いたします。

記

労働組合事務所使用料の見直しにつきましては、団体の活動内容、収益性、他市の
状況等を踏まえながら、見直しの方向性を検討しているところです。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成 27 年 第 4 号
受付日	平成 27 年 11 月 10 日
送付日	平成 27 年 11 月 10 日
答弁受理日	平成 27 年 11 月 30 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	健やか部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

ゆうゆうセンターの一部は、健やか部が、交野市医師会と交野市歯科医師会に使用料 100%減免で貸しております。また、交野市医師会が管理運営する訪問看護ステーションに使用料 50%減免で貸しております。

使用料の見直しにつきましては、昨今の社会情勢等を踏まえ、既に他市の状況調査等を行い、作業を行っているとのことですが、平成 27 年 11 月における作業の状況についてお伺いいたします。

文書質問書答弁書

回 答 日：平成27年11月30日

担当部局：健やか部 健康増進課

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく、山本景議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

健康増進センター使用料の見直しにつきましては、団体の活動内容、収益性、他市の状況等を踏まえながら、見直しの方向性を検討しているところです。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成 27 年 第 5 号
受付日	平成 27 年 11 月 10 日
送付日	平成 27 年 11 月 10 日
答弁受理日	平成 27 年 11 月 30 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	企画財政部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市は、産婦人科を開設しない交野病院に対し、建物が建築済であることを理由に買戻しではなく違約金を請求しましたが、平成 27 年 11 月における交渉状況についてお伺いいたします。

また、平成 27 年 11 月における新たな産婦人科の誘致に係る検討状況についてあわせてお伺いいたします。

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成27年11月30日

担 当 部 局： 企画財政部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本議員の文書質問について、
別紙のとおり答弁いたします。

(質問項目 1)

交野市は、産婦人科を開設しない交野病院に対し、建物が建築済であることを理由に買戻しではなく違約金を請求しましたが、平成 27 年 11 月における交渉状況についてお伺いします。

(回答 1)

11 月 11 日に開催された全員協議会において、報告をさせていただいたとおり、現在、平成 27 年 12 月 7 日(月)を調停期日とした民事調停申立が行われたところです。

(質問項目 2)

また、平成 27 年 11 月における新たな産婦人科の誘致に係る検討状況についてあわせてお伺いします。

(回答 2)

新たな産婦人科の誘致に関しては、現時点では、検討に至っておりません。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成27年 第 6 号
受付日	平成27年 11 月 10 日
送付日	平成27年 11 月 10 日
答弁受理日	平成27年 11 月 30 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	市民部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市では、ジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品の医療費差額を利用通知に記載しております。しかし、薬局への呼びかけや生駒市で実施済の「推奨薬局制度」は導入されておられません。市民部のこれまでの対応を一定評価いたしますが、さらなる対応について、また、府内でもジェネリック医薬品の使用率が高い高槻市並にジェネリック医薬品が使用された場合の医療費の削減効果額について、お伺いいたします。

文書質問書答弁書

回 答 日： 平成27年11月30日
担当部局： 市民部医療保険課

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく 山本 議員の文書質問について、
下記のとおり答弁いたします。

記

答弁

本市、国民健康保険におきましても、年々医療費が増加しており、ジェネリック医薬品の利用促進や保健事業の拡充等を実施し、医療費の適正化に努めているところでございます。

まず、ジェネリック医薬品の使用促進につきましては、被保険者の方へは従来から、ジェネリック医薬品希望シールを被保険者証送付時に同封したり、窓口にチラシを置く等の周知に努めてきているところでございます。

ジェネリック医薬品の差額通知につきましては、今年度から新たに取組みをはじめ、8月に初回の発送をいたし、次回は2月に実施する予定をしております。

また、生駒市が実施されている「ジェネリック医薬品の推奨薬局制度」を含め、他市の施策等についても情報を収集し、さらなるジェネリック医薬品の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、高槻市並にジェネリック医薬品が使用された場合の調剤費の削減効果額について、でございますが、平成26年9月調剤分の本市のジェネリック医薬品の使用率が32.1%、高槻市は36.2%となっており、約4%、本市よりも高い使用状況でございます。

見込みではございますが、本市ではジェネリック医薬品の使用率が1%上がると、年間調剤費が約250万円、保険者負担分で約200万円削減できると考えております。使用率が高槻市並みに4%上がりますと、年間調剤費で約1,000万円、保険者負担分では約800万円の削減効果があると試算をいたします。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成 27 年 第 7 号
受付日	平成 27 年 11 月 10 日
送付日	平成 27 年 11 月 10 日
答弁受理日	平成 27 年 11 月 30 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	学校教育部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

民間事業者等が既存ないしは新設の施設の屋根に太陽光パネルを設置することで費用を負担せずに太陽光パネルを設置できるだけでなく、固定価格全量買取制度を活用した売電収入の一部を賃料として受け取ることができる「屋根貸し」制度がございます。私は、平成 24 年大阪府議会 9 月議会環境農林水産常任委員会におきまして、同制度の大阪府での導入を提案し、実現させております。

倉治の新給食センターは一部しか太陽光パネルが設置されない予定です。「屋根貸し」制度での太陽光パネルの設置を進めるべきですが、ご所見をお伺いいたします。

文書質問書答弁書

回 答 日：平成27年11月30日

担当部局：学校教育部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

新給食センターの建設工事につきましては、平成27年度中の竣工、また平成28年度からの運用開始を目標に現在工事を進めております。

まずは、新給食センターを完成させることが最大の目標であり、ご質問の「屋根貸し」制度も含め、太陽光パネルの増設置につきましては、新給食センターの運用開始後、耐荷重など、建物の構造上の安全性等の検証が必要と考えております。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成 27 年 第 8 号
受付日	平成 27 年 11 月 10 日
送付日	平成 27 年 11 月 10 日
答弁受理日	平成 27 年 11 月 30 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	水道局

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

民間事業者等が既存ないしは新設の施設の屋根に太陽光パネルを設置することで費用を負担せずに太陽光パネルを設置できるだけでなく、固定価格全量買取制度を活用した売電収入の一部を賃料として受け取ることができる「屋根貸し」制度がございます。私は、平成 24 年大阪府議会 9 月議会環境農林水産常任委員会におきまして、同制度の大阪府での導入を提案し、実現させております。

私市の新浄水場に太陽光パネルは設置されておられません。「屋根貸し」制度での太陽光パネルの設置を進めるべきですが、ご所見をお伺いいたします。

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回 答 日：27年11月30日

担当部局：交野市水道局

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

今回議員ご提案の新浄水場における屋根貸しについて、民間事業者に設置の意向があれば安全性等の検証が必要となるものと考えております。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成 27 年 第 9 号
受付日	平成 27 年 11 月 10 日
送付日	平成 27 年 11 月 10 日
答弁受理日	平成 27 年 11 月 30 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	水道局

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市水道局と交野市水道サービスは、毎年 4 月に「緊急随契」を契約しております。年度初に「緊急随契」を契約することは、総務省自治行政局だけでなく、大阪府総務部市町村課及び大阪府契約局双方とも違法性が高いことを指摘し、交野市企画財政部も「おかしい」と指摘しております。事態はさらに広がりを見せ、交野市水道局と交野市水道サービスは、違法性の高い「緊急随契」を理由に、別途メーター取替業務等の複数の業務を 6 号随契で契約し、違法性の高い随意契約の規模は極めて大きいことが判明しております。それら違法性の高い随意契約について、交野市水道局のご所見をお伺いいたしますとともに、過年度分を含めた対応をお伺いいたします。

文書質問書答弁書

回 答 日：27年11月30日

担当部局：交野市水道局

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

「漏水等緊急工事」の年度当初における5号随契については、今後、緊急事態発生時にその都度、5号随契するように見直します。

一方、メーター取替業務等他の6号随契について、先の5号随契との関連はありません。

別記様式第 1 号（7 条関係）

受付番号	平成 27 年 第 10 号
受付日	平成 27 年 11 月 10 日
送付日	平成 27 年 11 月 10 日
答弁受理日	平成 27 年 11 月 30 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	環境部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市では、下水の大部分は大阪府のなぎさ水みらいセンターで処理し、し尿及び浄化槽汚泥は和歌山の事業者が随意契約で処理しております。

随意契約が好ましくない契約形態であること、下水道の普及率の向上によりし尿及び浄化槽汚泥が減少傾向にあることを考えると、乙部浄化センターを再建せず、縦割行政の弊害を廃し、私が平成 23 年度より主張しておりますとおり、し尿や浄化槽汚泥を井戸水や河川水で希釈した後、なぎさ水みらいセンターで処理すべしと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

文書質問書答弁書

回 答 日：平成27年11月30日

担当部局：環境部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく会派無所属 山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

受付番号 平成27年 第10号

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、乙辺浄化センターの老朽化により、新たなし尿処理方式等を決定するまでの緊急措置として、和歌山県にある民間の一般廃棄物処理業者に委託して処理しております。

今後の方向性につきましては、既に平成24年度より、庁内の関係部局におきまして、効率的な処理方式として、新たな処理施設の建設や流域下水道への希釈放流について検討を重ねて参りました。

現時点では、近隣自治体の情報を収集するとともに、流域下水道への希釈放流について、大阪府の関係部署等との協議を進めているところでございます。

今後も、効率的な処理方式への移行を確立するため、鋭意努めて参りたいと考えております。

なお、質問にございます、平成23年度よりの山本議員の主張につきましては存じておりません。

※ 「乙辺浄化センター」が正しい名称です。

以上

別記様式第 1 号 (7 条関係)

受付番号	平成 27 年 第 11 号
受付日	平成 27 年 11 月 10 日
送付日	平成 27 年 11 月 10 日
答弁受理日	平成 27 年 11 月 30 日

文書質問書

質問交野市議会基本条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	山本景
所管部局	環境部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う に相当する程度とし、その主旨が理解できよう具体的に記載する。

交野市は、寺作業所に現存する構築物等を「交野市が委託料に上乗せして支払っている」との推測から所有権を主張しております。所有権については、双方誠実に協議することとしておりますが、平成 27 年 11 月における協議の状況について伺いいたします。

また、交野市では、下水の大部分は大阪府のなぎさ水みらいセンターで処理し、し尿及び浄化槽汚泥は和歌山の事業者が随意契約で処理しております。随意契約が好ましくない契約形態であること、下水道の普及率の向上によりし尿及び浄化槽汚泥が減少傾向にあることを考えると、乙部浄化センターを再建せず、縦割行政の弊害を廃し、私が平成 23 年度より主張しておりますとおり、し尿や浄化槽汚泥を井戸水や河川水で希釈した後、なぎさ水みらいセンターで処理すべしと考えますが、平成 27 年 11 月における検討状況について伺いいたします。

削除

別記様式第2号（第7条関係）

文書質問書答弁書

回 答 日：平成27年11月30日

担当部局：環境部

交野市議会基本条例第9条第4項の規定に基づく会派無所属 山本議員の文書質問について、下記のとおり答弁いたします。

記

受付番号 平成27年 第11号

平成27年11月における協議状況につきましては、本答弁書の作成時点におきまして、新たな協議は行っておりません。

また、し尿処理の件につきましては、「受付番号 平成27年 第10号」の回答と同様です。

以上